

成田市議会議員政治倫理審査会

申入書

令和8年7月29日

成田市議会議員

鬼澤 雅弘

上田 信博



令和8年7月29日

成田市議会議員政治倫理審査会
委員長 宇都宮 高明 様

成田市議会議員
鬼澤 雅弘
上田 信博

政治倫理審査手続の継続の適否及び申入書関与審査委員の除斥に関する申入書

私どもは、本審査会へ提出した7月23日付「意見書」に続き、7月27日付「成田市議会議員政治倫理審査会の運営に関する要請書」を議長に提出した。その要請書では、本件政治倫理審査会の公正性、中立性及び適正手続について重大な法的疑義が生じていることを申し述べ、本件政治倫理審査会の継続の適否及び申入書関与審査委員の除斥について検討を要請した。

しかし、本件審査手続の前提となる重大な法的疑義は、現在に至るまで解消されていない。憲法第31条の適正手続の理念及び地方自治法における会議運営の原則に照らし、本審査会へも並行して、下記記載の4点を申入れる。

申入事項

- 1.憲法第31条の適正手続の理念及び地方自治法における会議運営の原則に照らし、公正かつ中立な審査手続き体制に疑義が生じている以上、本審査会の継続適否の検討を申し入れる
- 2.仮に、本審査を継続する場合は、公正かつ公平な審査手続きのため、申入書関与審査委員10名を本件審査からの除斥を申し入れる
- 3.仮に、審査会において上記1、2の判断が困難である場合は、本審査会は議長の諮問機関であることから、地方自治法第104条に基づき、議長に対し、審査継続の適否及び申入書関与審査委員10名の除斥について判断を求めるよう申し入れる
- 4.上記についての検討結果及び判断理由について、回答を求める

結論

本件審査手続きについて重大な法的疑義が提起されているにもかかわらず、憲法第31条の適正手続の理念に照らした適正手続きが確保されず、また、市民及び審査対象議員の立場から見て公正かつ中立な審査として受け止められる状況にないまま、本件審査を継続する事は、その適法性及び公正性について重大な法的疑義を残すものであり、成田市議会の名誉及び品位並びに市民からの信頼を損なう恐れがある。

以上の理由により、本件政治倫理審査手続について提起されている重大な法的疑義が合理的に解消されない限り、本件審査手続きの終了、又は申入関与審査委員の除斥その他、公正かつ適正な手続を確保するために必要な措置を講じることを強く求める。

以上